

令和4年第2回市議会（定例会）
付 議 案 件 綴

（その3）

堺 市 議 会

目 次

	頁
議員提出議案第 1 1 号 大都市制度・広域行政調査特別委員会を廃止する 決議……………	3
議員提出議案第 1 2 号 持続可能で魅力的なまちづくり調査特別委員会を 廃止する決議……………	4
議員提出議案第 1 3 号 危機に強い安心社会実現調査特別委員会を廃止する 決議……………	5
議員提出議案第 1 4 号 育ちと学び応援施策調査特別委員会の設置目的及び 委員定数の変更について……………	9
議員提出議案第 1 5 号 危機管理体制検証調査特別委員会の設置等について……………	13
議員提出議案第 1 6 号 公共事業等関係費適正化調査特別委員会の 設置等について……………	14

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

- | | |
|------------|------------------------------|
| 議員提出議案第11号 | 大都市制度・広域行政調査特別委員会を廃止する決議 |
| 議員提出議案第12号 | 持続可能で魅力的なまちづくり調査特別委員会を廃止する決議 |
| 議員提出議案第13号 | 危機に強い安心社会実現調査特別委員会を廃止する決議 |

理由

地方自治法第109条第1項及び堺市議会委員会条例第5条の規定により設置した特別委員会を廃止するために、本決議案を提案するものである。

議員提出議案第11号

大都市制度・広域行政調査特別委員会を廃止する決議

大都市制度・広域行政調査特別委員会は、その設置目的を終了したので廃止する。

令和4年5月25日

堺市議会

議員提出議案第12号

持続可能で魅力的なまちづくり調査特別委員会を廃止する決議

持続可能で魅力的なまちづくり調査特別委員会は、その設置目的を終了したので廃止する。

令和4年5月25日

堺市議会

危機に強い安心社会実現調査特別委員会を廃止する決議

危機に強い安心社会実現調査特別委員会は、その設置目的を終了したので廃止する。

令和4年5月25日

堺市議会

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第14号 育ちと学び応援施策調査特別委員会の設置目的及び委員定数の変更
について

理由

令和元年5月24日議決により設置し、令和2年5月25日議決により委員定数を変更し、令和3年5月25日議決により設置目的を変更した、育ちと学び応援施策調査特別委員会の設置目的及び委員定数を変更するために、本議案を提案するものである。

育ちと学び応援施策調査特別委員会の 設置目的及び委員定数の変更について

育ちと学び応援施策調査特別委員会の設置等について（令和元年5月24日議決、令和2年5月25日変更議決、令和3年5月25日変更議決）の一部を次のように改正する。

第2項を次のように改める。

委員会は、国のこども家庭庁設置を契機に、堺市全体で妊娠、出産から子どもの健やかな育ちと学びを応援し、少子化対策、児童虐待の撲滅、ヤングケアラーへの対応、地域社会との連携、学校園内外での安全対策等を一層促進するために、調査審議することを目的とする。

第3項中「11人」を「12人」に改める。

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第15号 危機管理体制検証調査特別委員会の設置等について

議員提出議案第16号 公共事業等関係費適正化調査特別委員会の設置等について

理由

地方自治法第109条第1項及び堺市議会委員会条例第5条の規定により、本市議会に特別委員会を設置等するために、本議案を提案するものである。

危機管理体制検証調査特別委員会の設置等について

1. 本市議会に、地方自治法第109条第1項及び堺市議会委員会条例第5条の規定に基づき、危機管理体制検証調査特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
2. 委員会は、多岐にわたった本市の新型コロナウイルス感染症対策や、ワクチン接種事業の検証を行うと共に、その結果を今後懸念される新たな感染症や、南海トラフ巨大地震、気候変動による集中豪雨などの自然災害といった危機への備えに、いかに繋げるべきか調査審議することを目的とする。
3. 委員会の委員の定数は12人とする。
4. 委員会の審議は、議会の閉会中を含め、議会が委員会の設置目的の終了を議決するまで継続して行うものとする。

公共事業等関係費適正化調査特別委員会の設置等について

1. 本市議会に、地方自治法第109条第1項及び堺市議会委員会条例第5条の規定に基づき、公共事業等関係費適正化調査特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
2. 委員会は、新型コロナウイルス感染症の拡大やウクライナ情勢の影響によるエネルギー資源価格の高騰など、物価水準の上昇傾向の中、公共事業のインフレスライドや公の施設管理の持続可能で健全かつ公正なマネジメントの実現のため、調査審議することを目的とする。
3. 委員会の委員の定数は6人とする。
4. 委員会の審議は、議会の閉会中を含め、議会が委員会の設置目的の終了を議決するまで継続して行うものとする。

令和4年第2回市議会(定例会)付議案件綴(その3)

令和4年5月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号
1-B2-22-0049